
「三次市パートナーシップ宣誓制度」の導入について

三次市では、誰もが人権尊重の理念について理解を深め、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現をめざしており、その取組の一環として、次のとおり「三次市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

- 1 制度概要 別紙のとおり
- 2 導入時期 令和5年1月1日（日）

本件に関するお問い合わせ先



三次市地域振興部定住対策・暮らし支援課
共生社会推進課係（担当／呑谷・笹岡）
電話番号：0824-62-6242 FAX：0824-62-6235
E-mail：teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp
〒728-8501三次市十日市中二丁目8番1号

三次市パートナーシップ宣誓制度の導入について

1 導入の目的

さまざまな調査により、性的少数者の人たちは、人口の3～8%（約20人に1人）であると言われています。しかし、2015年に行われた社会意識に関する調査結果を見ると、まわりに性的少数者がいると回答した人は6.1%で、性的少数者は身近にいるにもかかわらず、認知されていない傾向があります（広島県啓発冊子「性の多様性ってどういうこと？」参照）。性的指向・性自認は多様であり、全ての人が有する基本的人権です。

市では、近年顕在化してきた性的マイノリティ(LGBT等)に対する偏見等の解消に向け、令和3年3月に策定した「三次市男女共同参画基本計画(第4次)～一人ひとりがしあわせな社会をめざして」において、新たに「性の多様性への理解の促進」を具体的施策に盛り込み、多様な性に配慮した取組を推進していくこととしています。

パートナーシップ宣誓制度は、パートナーシップ関係にある2人が、互いにパートナーであることの宣誓書を提出し、市が宣誓の事実を証明する受領証・受領カードを交付するもので、法的な効力が生じるものではありませんが、その関係性を市が認知することにより、性の多様性に関する社会的な理解の広がりや性的マイノリティの方々の生きづらさや不安を軽減し、安心感に繋がることを期待するものです。

パートナーシップ宣誓制度を導入することにより、だれもが人権尊重の理念について理解を深め、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現をめざします。

2 パートナーシップの定義

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係。

3 宣誓対象者の要件

一方又は双方が性的マイノリティであり、次の全てに該当する方。

- (1) いずれか一方若しくは双方が市内に住所を有していること、又は宣誓の日から原則として14日以内に市内へ転入を予定していること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 配偶者(事実婚を含む。)がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていないこと。
- (5) 宣誓者同士が近親者でないこと(養子縁組の場合を除く)。

4 宣誓の方法及び必要書類等

- ・事前に定住対策・暮らし支援課へ電話, FAX, メールで予約。
- ・当日, 2 人でお越しいただき, パートナーシップ宣誓書に記入。

宣誓可能な日時: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後4時15分

- ・書類に不備などがなければ, 受領証 1 通・受領カード 1 人 1 枚(2枚)を発行。

○必要書類

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・戸籍抄本又は配偶者がいないことを証明できる書類
- ・本人確認書類 等

○留意点等

- ・プライバシーに配慮し, 宣誓の場所は個室を準備する。

5 提供する行政サービス等(予定)

- ・課税証明書等の交付(本人に代わりパートナーによる申請が可能)
- ・納税証明書等の交付(本人に代わりパートナーによる申請が可能)
- ・市営住宅の入居申込み

6 今後の取組(予定)

月 日	内 容
令和4年 12 月	<ul style="list-style-type: none">●三次市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱制定●制度導入に向けた啓発の実施<ul style="list-style-type: none">・市民啓発講演会の開催(12月4日:ひと・かがやきフェスタ 2022)・市HP等による制度周知●広島広域都市圏協議会における宣誓制度の相互利用に関する協定書の締結(見込)
令和5年 1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none">●パートナーシップ宣誓制度の導入
1 月～	<ul style="list-style-type: none">●市広報紙による啓発(1月号)●市民啓発用パンフレットの配布●職員ハンドブック作成●職員研修